

豊洲市場における地理的表示（GI）「東根さくらんぼ」品評会

さくらんぼの王様、「佐藤錦」発祥の地として、これまで生産者が研鑽してきた生産技術を結集し、山形県東根市が「日本一のさくらんぼ生産地」であること、さらには地理的表示（GI）保護制度に「東根さくらんぼ」が登録されたことをアピールすべく、豊洲市場において品評会を実施します。

1. 品評会の概要

主催：東根市農業協同組合、果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会

共催：東京シティ青果株式会社、全農山形県本部

後援：東根市

期日：令和元年6月20日（木）

（審査・午前6時～、即売・午前7時30分～）

場所：東京都中央卸売市場豊洲市場

2. 当日のスケジュール

※取材いただける方に、試食用のGI東根さくらんぼを提供します。

TEL0237-42-1111（市ブランド戦略推進課・内線2810）担当：早坂

※特に取材のための時間などは設けませんので、下記を参考に取材くださるようお願いいたします。

6:00 審査会開始 審査会終了後、審査結果発表、講評等（表彰式などはありません）

7:20 せり前セレモニー

挨拶：山形県東根市長・土田正剛（つちだ せいごう）

東根市農業協同組合代表理事組合長・佐藤勝藏（さとう かつぞう）

（来賓）東京都中央区区民部地域振興課長 鷲頭隆介（わしず りゅうすけ）様

7:30 品評会せり開始

3. 審査概要

- 審査員 山形県、東根市、全農山形、東京シティ青果株式会社
- 審査方法 山形県出荷規格及び地理的表示（GI）出荷規格を基準とし、審査員に一任する。ただし、基準を定め、糖度も考慮する。
- 出展数 100点(予定)

- 表彰
(予定) 本賞 最優秀賞、優秀賞、優賞、糖度賞、参加賞
特別賞 山形県知事賞、中央区長賞、東根市長賞、
村山総合支庁長賞、村山総合支庁産業経済部長賞、
東根市ブランド確立推進協議会長賞、東京シティ青果(株)社長賞

【平成30年6月の品評会・せりの様子】

○ 品評会・審査の様子



○ せり前セレモニー（右から齋藤中央区副区長、佐藤組組合長、土田東根市長）



○品評会後のせりの様子。最高賞は1kg 40万円で競り落とされました。



I 地理的表示保護制度の概要

1 地理的表示（GI：Geographical Indication）とは

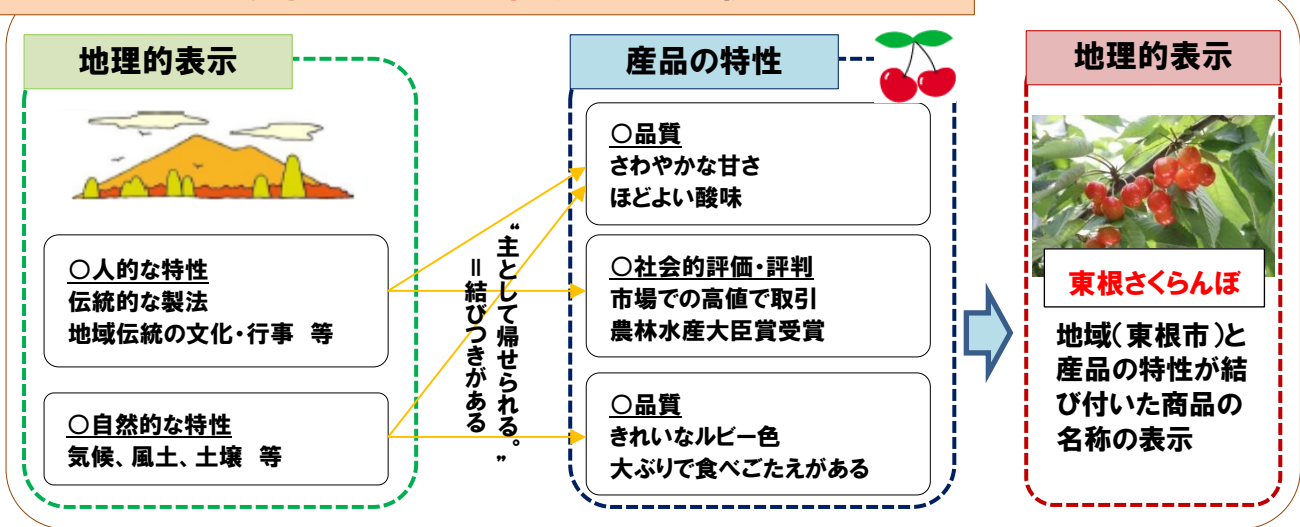
地理的表示

- 農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

東根 さくらんぼ

地名 + 産品名

地理的表示のイメージ - 東根さくらんぼを例に -



2 地理的表示保護制度とは

- 地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている製品について、その名称を知的財産として保護するもの。
- 国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護。

3 登録標章（GIマーク）

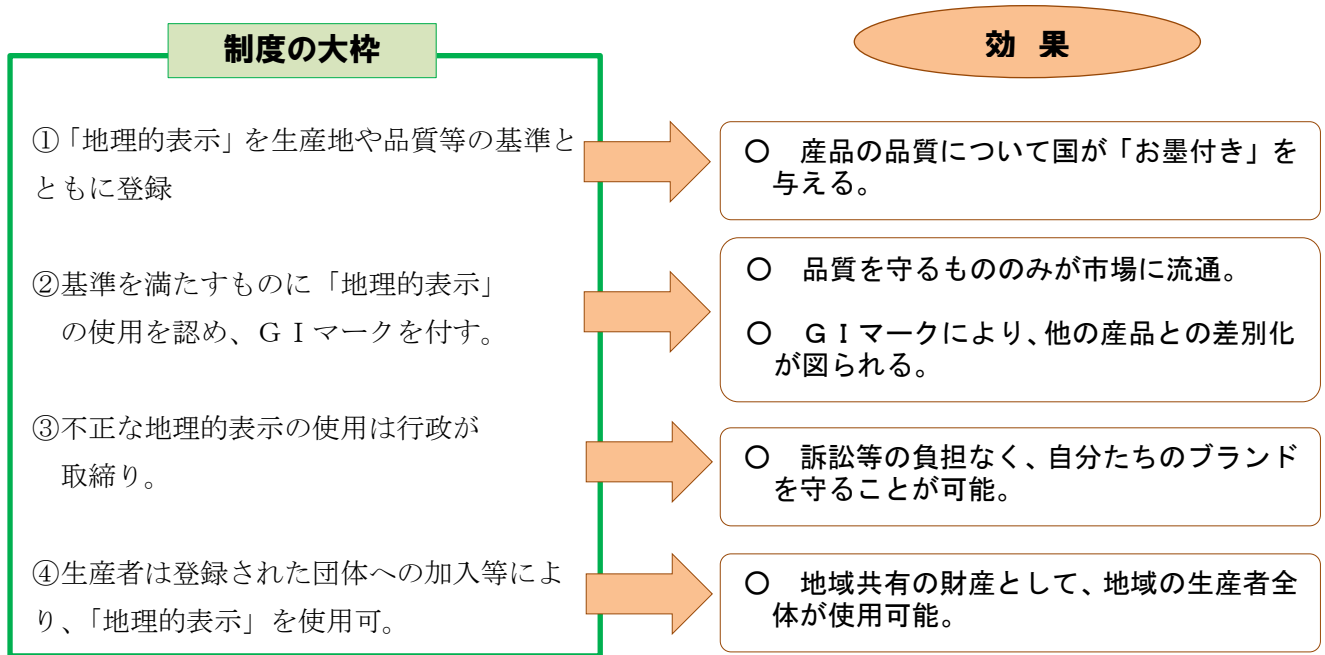
- GIマークは、登録された製品の地理的表示と併せて付するものであり、製品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証するもの。



GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

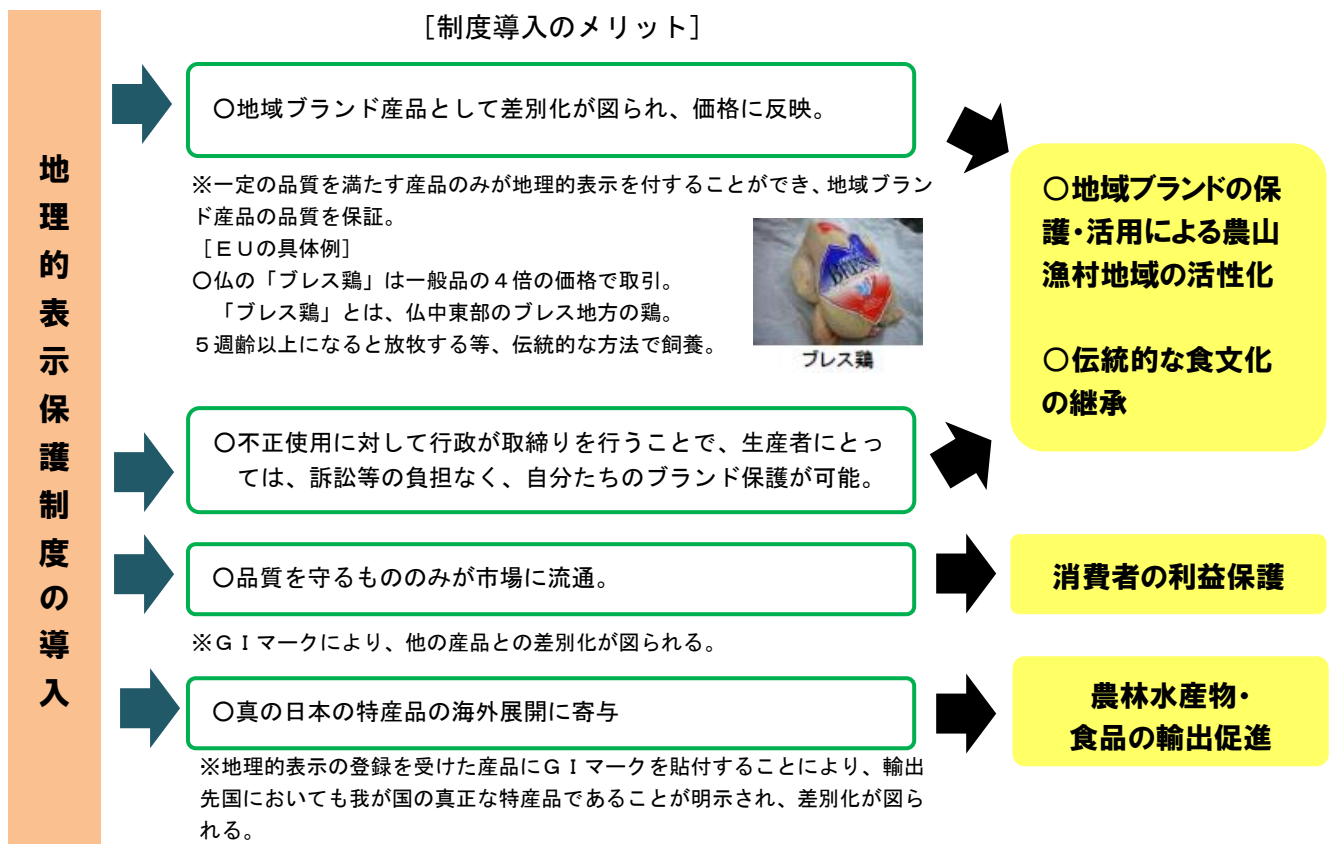
4 日本における地理的表示保護制度の創設（制度の大枠）

○日本においても地理的表示保護制度を創設するため「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号）が平成26年6月に成立（通称「地理的表示法」）



5 地理的表示保護制度の目指すもの

[制度導入のメリット]



II 「東根さくらんぼ」の概要

1 地理的表示となる登録産品と登録標章

東根さくらんぼ

HIGASHINE CHERRY 第3類 果実類

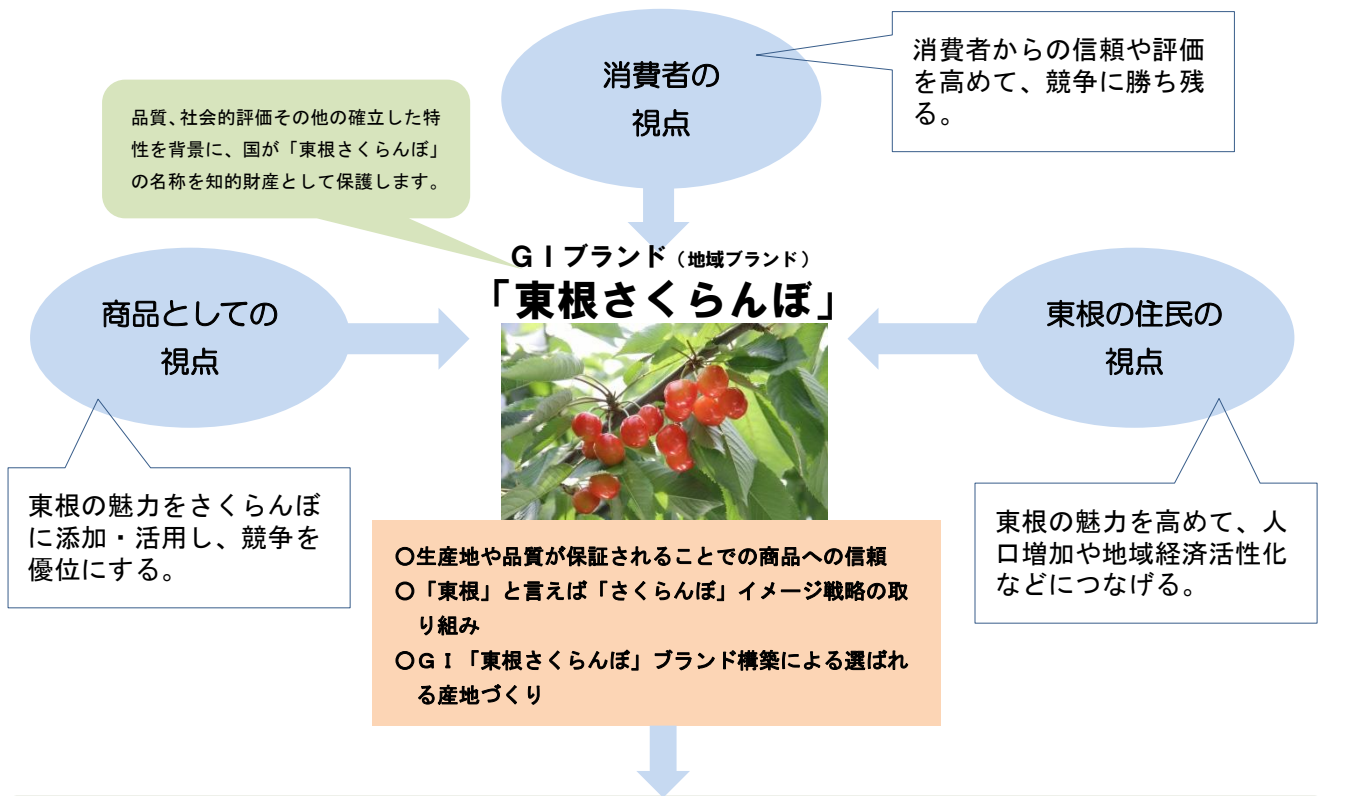
登録団体：果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会



「東根さくらんぼ」の生産地は、年間降水量、年間寒暖差・昼夜寒暖差が大きく果実成熟期の6月においては、最高気温 26.2℃、平均気温 19.9℃、最低気温 14.0℃（平成 27 年）と寒暖の差が最高と最低で 12 度と大きく条件の良い地域となっています。その気温の差がさくらんぼの生育に好影響を与え、甘みを増すとされている。土壌は、奥羽山系の乱川扇状地をはじめ、白水川、村山野川など河川により形成された水はけの良い肥沃な土壌は、排水と通気性を好むさくらんぼ栽培に適しており、養分のバランスがよい土壌によりさわやかな甘さと程よい酸味が特徴のさくらんぼが生産されています。

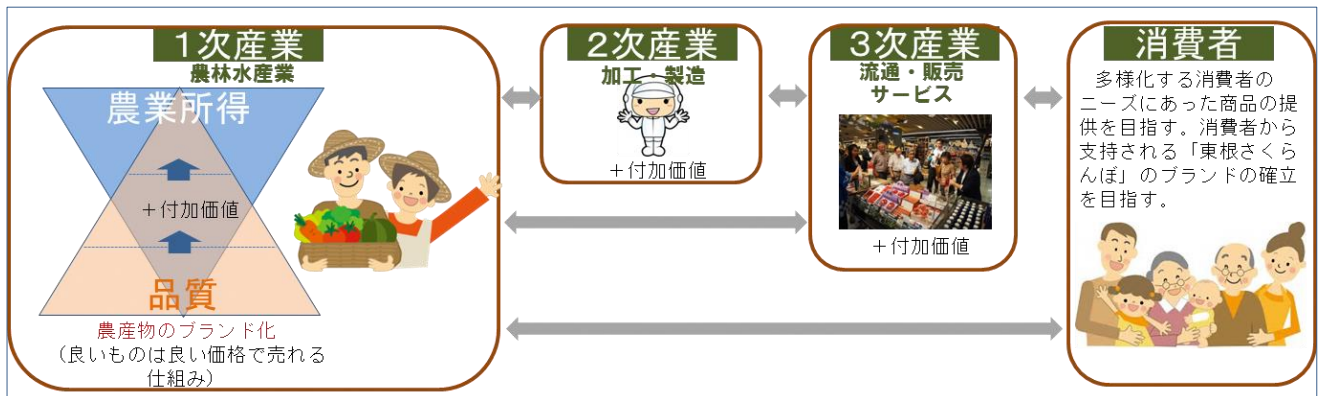
特に「東根さくらんぼ」の主力品種「佐藤錦」は昭和3年、東根町（当時）で佐藤栄助翁により生み出され岡田東作翁により命名、世に広められました。当時より栽培意欲が高く、研究熱心で品質向上に努力を惜しまない生産者が多く、生産技術の向上や品質の安定化に努めてきたこともあり、生産量・出荷量を伸ばしていきました。さらに、昭和47年に雨除け施設が導入され安定生産が保障されたことにより、急速に佐藤錦の栽培が拡張されそれに伴い知名度も上がっていきました。昭和50年頃には生食用の需要が高まって、全国区の知名度を誇るようになり、現在もさくらんぼの最高級品種として、生食用や贈答など初夏の風物詩として非常に人気の高い農産物となっています。

2 「東根さくらんぼ」の目指すもの



今後の方向性

農産物に対する消費者の安全性への高まりから、ブランド価値に関係する要素である食味、機能性などに加え安全性を結合したブランド管理の体系化するための認証制度や新たな価値の導入に加え、～川上から川下へ～栽培、出荷、加工、流通、販売など、関係者それぞれが見直し、産地競争に勝ち抜く「東根さくらんぼ」のブランドづくりを行います。



III 「東根さくらんぼ」の登録基準及び表示規制について

1 「東根さくらんぼ」の登録基準について

「東根さくらんぼ」の登録基準は、「栽培基準」と「出荷基準」に大きく分類されます。「栽培基準」については、「東根さくらんぼ」の栽培の方法について示したものとなっており、生産者が対象となるものです。一方「出荷基準」は直販を行っている生産者や農協、集出荷業者などが対象となるもので、「東根さくらんぼ」の出荷管理を示すものとなります。

つまり、地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章（GI マーク）を使用するためには、この二つの基準を満たした「さくらんぼ」であることが前提条件となります。

「東根さくらんぼ」の栽培基準

【生産地】 東根市及び隣接市町の一部

【品 種】 「佐藤錦」「紅秀峰」

※その他の品種については、安定的な出荷量や品質等を条件として、果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会において追加を行います。

【栽培の方法】

「東根さくらんぼ」の栽培において適切な管理を徹底し、以下の事項に努めるものとする。

- ①生産地内において10アールあたり、10～15本ほど植える。
- ②雨除け施設等を用いて栽培することにより、割果を防止する。
- ③雨除け施設等の側面に防鳥ネットを張ることにより、野鳥等から果実を守る。
- ④樹の下に反射シート等を使うことにより、果実の着色を促進する。
- ⑤芽の時と青い実の時に摘果するとともに、着色開始時期に葉摘みを行い果実と葉に太陽の光を多く当てることにより、果実の肥大を促進する。

「東根さくらんぼ」の出荷基準

【等 級】 秀以上（着色面積70%以上）

【階 級】 L以上（サイズ22mm以上）

【選別調整】

- ・着色不良果の混入を防ぐ
- ・病虫害果を除く
- ・うるみのないもの
- ・傷害のないもの



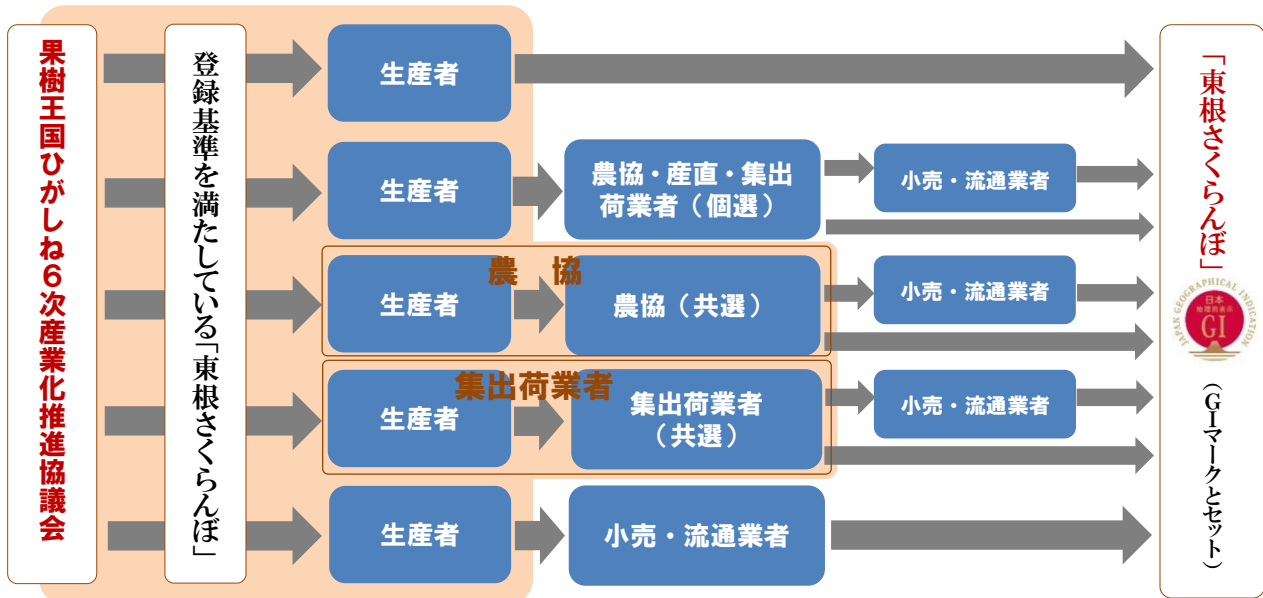
2 「東根さくらんぼ」の表示規制について

「東根さくらんぼ」の登録基準に加えて、実際に地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用するためには、地理的表示法に基づき果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会への加入（小売・流通業者は任意加入）及び協議会が定める実施要項に基づく、申請・運用・管理・報告等を行う者に制限されます。

2-1 地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章を使用できる方

地理的表示「東根さくらんぼ」及び登録標章（GIマーク）を使用できる方は、以下の要件を満たす方のみです。

- (1) 地理的表示「東根さくらんぼ」の登録基準を満たしている「さくらんぼ」を生産し、果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会の会員となっている生産業者
- (2) (1) の生産業者から直接又は間接に譲り受けた者（小売・流通業者等）



「東根さくらんぼ」については、専用ページ【www.higashine-cherry.jp/】でも紹介しています。

果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会事務局
(東根市経済部ブランド戦略推進課内)
TEL 0237-42-1111 内線 2810
FAX 0237-43-1151
Eメール brand@city.higashine.yamagata.jp